

広島県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十五年七月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年六月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉田豊栄線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市向原町坂字向井原八七番一地先から 安芸高田市向原町坂字成光一五六八番六地先まで	一五・七〇 四五・三〇	一五・七〇 四五・三〇	一五・七〇 四五・三〇	九五三・〇〇	幅員減少 ダブルウェイ 解除 不用物件延長 九〇四・〇〇 メートル